記者発表資料

平成２６年　８月１９日
東 北 地 方 整 備 局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

国土交通省東北地方整備局は、仙南ハウス産業株式会社に対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞

国土交通省　東北地方整備局	電話０２２（２２５）２１７１（代表）	
建政部　不動産適正取引対策官	佐藤（さとう）　正人（まさと）	（内線　６１１０）
建政部　計画・建設産業課長	上原（うえはら）　茂樹（しげき）	（内線　６１２１）

平成２６年８月１９日
東 北 地 方 整 備 局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

東北地方整備局は、下記のとおり仙南ハウス産業株式会社に対し、宅地建物取引業法第６９条第１項の規定に基づく聴聞を実施しますのでお知らせします。
また、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

１　期　　日　　平成２６年９月２日（火）１０時００分

２　場　　所　　宮城県仙台市青葉区二日町１６－１
二日町東急ビル４階

３　被聴聞者　　仙南ハウス産業株式会社　代表取締役　小幡　敏美

４　主 宰 者　　国土交通省東北地方整備局建政部　住宅調整官

５　予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第６５条第１項に基づく指示

６　不利益処分の原因となる事実の概要
仙南ハウス産業株式会社は、法人税法違反により、平成２６年３月２７日に仙台地方裁判所から罰金の判決を受け、その刑が確定している。
このことが、宅地建物取引業法第６５条第１項第３号に該当する。

７　そ の 他
（１）関係人について
当該処分について、利害関係を有し当該聴聞に関する聴聞の手続きに参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について、利害関係を有することを記入した書面（様式自由）により、平成２６年９月１日（月）１７時（必着）までに申し込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。

（２）聴聞出席者について
行政手続法（平成５年法律第８８号）第２１条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

（３）聴聞の傍聴について
傍聴を希望される場合、８月２９日（金）１７時までに申込みください。一般の方も含め傍聴人の席を用意しておりますが、会場の都合上、希望者が多数の場合は傍聴を制限する場合があります。
詳細については、建政部計画・建設産業課（内線6153）までお問い合わせください。
なお、撮影や録音等はできませんので予めご了承ください。

参考条文

【宅地建物取引業法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号)】

（指示及び業務の停止）

第６５条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第５０条の２第１項の認可を含む。次項及び第７０条第２項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律　（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第１１条第１項若しくは第６項　、第１２条第１項、第１３条、第１５条若しくは履行確保法第１６条において読み替えて準用する履行確保法第７条第１項若しくは第２項若しくは第８条第１項若しくは第２項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

一　業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二　業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。

三　業務に関し他の法令（履行確保法 及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。

四　［略］

２～４　［略］